

## 2

## 掛金と補償内容

### (1) 掛金

1人あたり 2,650円(補償期間1年間)

掛金は2,650円と、団体割引など適用によるスケールメリットにより、大変加入しやすい掛金となっております。また、以下の表のとおり、その掛金も加入者の皆さまをサポートするために利用されています。

内 訳	金 額	使 途
保険料	1,800円	事故が発生したときの保険金支払いなど
運営費	850円	ご加入手続きにかかわる事務運営費、 事故にかかわる情報収集など 加入者に対する相談・支援、医療安全情報提供などのサービス

※総合生活保険(傷害補償):団体割引30%・損害率による割引適用、職種級別A(\*)

(\*)保険料は、保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。表示の保険料は職種級別A(看護職、職種級別B以外)の方を対象としたものです。職種級別B(自動車運転者、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員)の方は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

※このたびきでは「保険期間」を「補償期間」と読み替えて使用しています。

なお、中途加入も随時受け付けております。中途加入の場合は、掛金が変わりますので、ご注意ください。

### (2) 保険契約者と加入対象者

#### <契約者>

公益社団法人日本看護協会

※この保険は、公益社団法人日本看護協会を契約者とし、公益社団法人日本看護協会の会員で、お申し込みをいただいた方を被保険者とする看護職賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利などは原則として公益社団法人日本看護協会が有します。

#### <加入対象者>

公益社団法人日本看護協会の会員である看護職(保健師、助産師、看護師、准看護師)でお申し込みをいただいたご本人

※保健師助産師看護師法に規定される看護師、准看護師、保健師、助産師の方がこの保険にご加入できます。看護助手の方は、この保険にご加入いただくことができませんので、ご注意ください。

### (3) 看護職賠償責任保険の補償内容

日本国内で看護職(開業助産師を除く)または業務の補助者が行う業務によって、他人の身体や財物に損害を与えたり、人格権を侵害したため、看護職に法律上の損害賠償責任が生じ、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金などを補償限度額の範囲内でお支払いします。

## ○補償限度額

補償内容	補償限度額	
対人賠償	1事故 (補償期間中1億5,000万円まで)	5,000万円
対物賠償	1事故 (補償期間中100万円まで)	100万円
初期対応費用	1事故	500万円
うち見舞費用	1被害者	10万円
人格権侵害	1事故 (補償期間中5,000万円まで) ※支払限度額は、対人賠償の支払限度額の内枠です。	5,000万円
法律相談費用	1事故 (補償期間中30万円まで)	10万円
弁護士費用	1事故 (補償期間中100万円まで)	100万円

※対人賠償・対物賠償は、補償期間中に事故が発見された場合に補償の対象となります。

※人格権侵害は、補償期間中に人格権を侵害する不当行為がなされた場合に補償の対象となります。

※この保険は示談交渉を行いません。なお、保険会社や事故審査委員会の承認を得ずにご自身で示談なされた場合は、示談金額の一部または全部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

## ○お支払いする保険金の種類

①法律上の損害賠償金	●対人賠償の場合 被害者の治療費、入院費、慰謝料、休業補償 など ●対物賠償の場合 被害財物の修理費、再購入費用、錠交換費用 など
②争訟費用	訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に要する費用 など
③損害防止軽減費用	他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全・行使手続き、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の同意を得て支出した費用
④緊急措置費用	賠償責任がないと判明した場合において、支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
⑤協力費用	引受保険会社から求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用
⑥初期対応費用	事故調査費用、通信費、見舞金・見舞品購入費用(対人事故の場合のみ)などで社会通念上妥当な費用
⑦人格権侵害	他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害に起因する賠償費用(秘密漏えい含む)
⑧法律相談費用	ハラスメントに関する弁護士相談費用
⑨弁護士費用	ハラスメントを受けて弁護士などへ委任した際の諸費用

保険金のお支払い方法は次のとおりです。

- ・上記①については、その額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
- ・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。(支払限度額は適用されません。)ただし、②争訟費用について、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。
- ・上記⑥の初期対応費用は損害額の実額合計を、初期対応費用支払限度額を限度(ただし、その内枠において見舞費用については、対人1被害者あたり10万円を限度)にお支払いします。
- ・上記⑦は②～⑤に規定する費用を除き、①の保険金と合算して対人賠償の支払限度額を限度にお支払いします。
- ・上記⑧⑨の保険金のお支払い方法は約款に定めておりますので、詳細は《お問い合わせ先》(P3)までご連絡ください。

## ○対象となる業務は

1. 保健師助産師看護師法の規定に基づき、保健師・助産師・看護師・准看護師が行う業務
  - ・災害派遣などにおける看護業務を含む
  - ・特定行為およびその実施可否判断を含む
  - ・有資格者が業務上のスキルアップを目的として参加する研修・臨床実習などを含む
  - ・院内助産システムにも対応する
2. 助産師・看護師が行う保健教育業務・健康教育業務
3. 准看護師が医師または看護師の指示を受けて行う保健教育業務・健康教育業務
4. 1、2、3に対する管理監督業務
5. 対象となる全ての業務に対して、報酬の有無は問わない
6. その他(P25参照)

## ○保険金をお支払いできない主な場合(弁護士費用等担保特約は10～15を除きます。)

次のような場合は、保険金をお支払いすることができません。

1. 法令で定める所定の資格を有しない者が遂行した看護業務
2. 被保険者が所有、使用または管理する不動産または動産(看護業務に使用する機械および器具、鍵と対をなす錠を交換するために生じた費用を除きます。)
3. 美容を唯一の目的とする業務
4. 看護業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
5. 被保険者が助産所の開設者である場合における助産または妊婦、じょく婦もしくは新生児の保健指導に起因する損害
6. 保険契約者または被保険者の故意
7. 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
8. 地震、噴火、洪水、津波、高潮
9. 自動車、原動機付自転車、航空機、または船舶の所有、使用または管理
10. 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
11. 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(看護業務の遂行にあたって使用または管理する財物の損壊を除きます。)
12. 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
13. 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
14. 排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任
15. サイバー攻撃

など

#### (4) 傷害保険の補償内容

##### ①死亡・後遺障害保険金

業務に従事中(通勤途上を含みます。)に急激かつ偶然な外来の事故(\*1)によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、死亡または後遺障害(後遺障害第1級～第3級)が生じた場合、後遺障害の程度に応じて85万円を限度に見舞金(保険金)をお支払いします。

死亡の場合は保険金額の全額、後遺障害の場合は所定の後遺障害の程度に応じて保険金額の78%～100%をお支払いします。